

一般廃棄物処理基本計画  
(概要版)

平成27年3月

綾川町



# 目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画対象区域	2
第2章 ごみ処理基本計画	3
第1節 ごみ処理の実績	3
第4節 ごみ処理基本計画	4
第3章 生活排水処理基本計画	20
第1節 基本方針	20
第2節 生活排水処理の流れと処理内容	21
第3節 課題の抽出	22
第4節 処理主体	22
第5節 処理人口、計画収集人口の予測	23
第6節 施設及びその整備計画の概要	24
第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画	28
第8節 し尿・汚泥の処理計画	29
第9節 その他の施策	30
第4章 まとめ	31



## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

### 第1節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めなければならない。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられ、行政、国民、事業者による3Rへの取組が進展し、再生利用率の上昇、最終処分量の減少といった成果に現れるようになった。しかし、平成23年3月に東日本大震災・福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の震災廃棄物の処理や廃棄物処理における安全性の確保が大きな課題となったこと、国際的な資源価格の上昇により、今後世界規模での資源制約が強まると予想されることなどから、今後の循環型社会形成政策は、天然資源の消費抑制のために廃棄物を減量化するといった「量」に重きを置いた従来の方針から、環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物を有効活用し、資源生産性を向上させるといった「質」を求める方向にシフトしていくとされている。

綾川町における一般廃棄物処理は、昭和54年度より高松地区広域市町村圏振興事務組合での焼却処理、破砕・資源化処理を行い、最終処分は綾南環境衛生組合で行ってきたが、組合構成町の合併を機に焼却処理及び破砕・資源化処理は高松市に委託、最終処分場は綾川町管理となっている。また、生活排水処理は、町営下水道及び合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設で行っており、し尿及び浄化槽汚泥はごみと同様高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターで処理されている。

町のごみ処理行政は、合併により町管理となったものがあるが、従来から広域処理を行っており、国及び県が掲げる広域化方針に沿ったものといえる。しかし、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

本計画は、このような一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、町及び周辺圏域の循環型社会形成を一層進めるとともに町の自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として、一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものである。

### 第2節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、平成27年より計画を開始し、15年後の平成41年度とする。

また、5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。



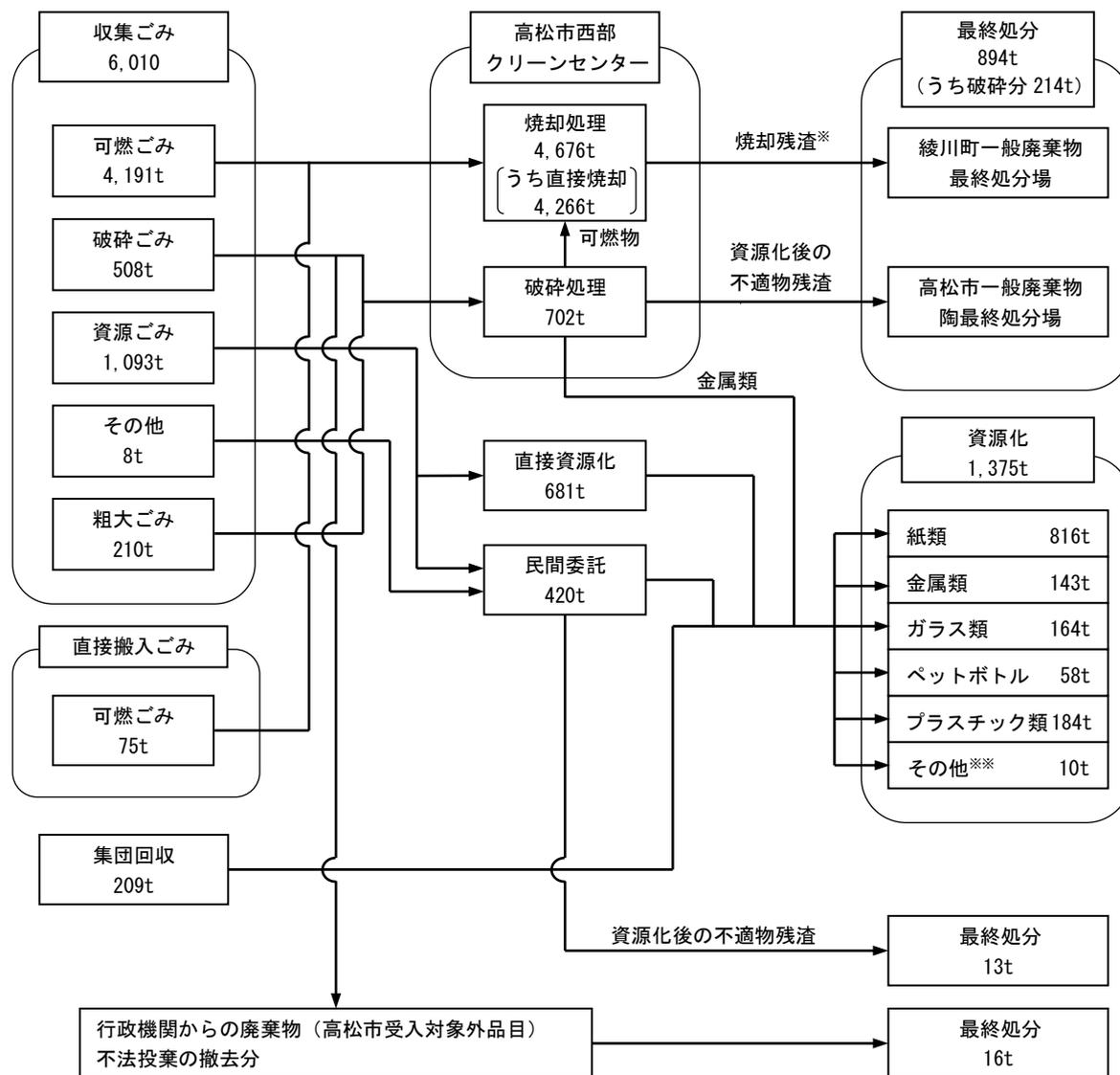
## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の実績

綾川町における平成25年度のごみ処理フローを図2-1-1に示す。

計画処理量6,010t/年は、高松市西部クリーンセンターで焼却処理4,676t/年（破碎処理後焼却を含む。）、破碎・資源化処理702t/年を行った後、894t/年を埋立処分している。

また、直接資源化、中間処理後資源化、民間委託、集団回収を併せた資源化量は1,375tであり、収集ごみ量の21.8%を占める。



※ 焼却残渣量は、高松市西部クリーンセンターに搬入される綾川町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣  
 ※※ 「その他」は電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみである。

図2-1-1 平成25年度における綾川町のごみ処理フロー

## 第2節 ごみ処理基本計画

### 1. ごみの発生量及び処理量の見込み

#### 1) 人口及び事業活動等の将来予測

##### ア. 人口の将来予測

綾川町の人口の予測結果を表2-4-1及び図2-4-1に示す。

これによると、綾川町の人口は、50～260人/年程度の減少傾向を示しており、計画目標年次である平成41年度における総人口は20,921人となる。

表2-4-1 綾川町の年度別将来人口予測（平成26年度～平成42年度）

単位：人

区分	年次	総人口	
		本予測	人口問題研究所予測※
実績	平成16年度	26,659	
	平成17年度	26,473	
	平成18年度	26,365	
	平成19年度	26,124	
	平成20年度	26,070	
	平成21年度	25,920	
	平成22年度	25,698	24,625
	平成23年度	25,460	
	平成24年度	25,222	
	平成25年度	25,013	
	予測	平成26年度	24,774
平成27年度		24,495	23,472
平成28年度		24,255	
平成29年度		24,015	
平成30年度		23,775	
平成31年度		23,535	
平成32年度		23,244	22,273
平成33年度		22,992	
平成34年度		22,740	
平成35年度		22,488	
平成36年度		22,236	
平成37年度		21,929	21,013
平成38年度	21,677		
平成39年度	21,425		
平成40年度	21,173		
平成41年度	20,921		
平成42年度	20,614	19,753	

（計画目標年次：平成41年度）

※「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）平成24年3月」による。

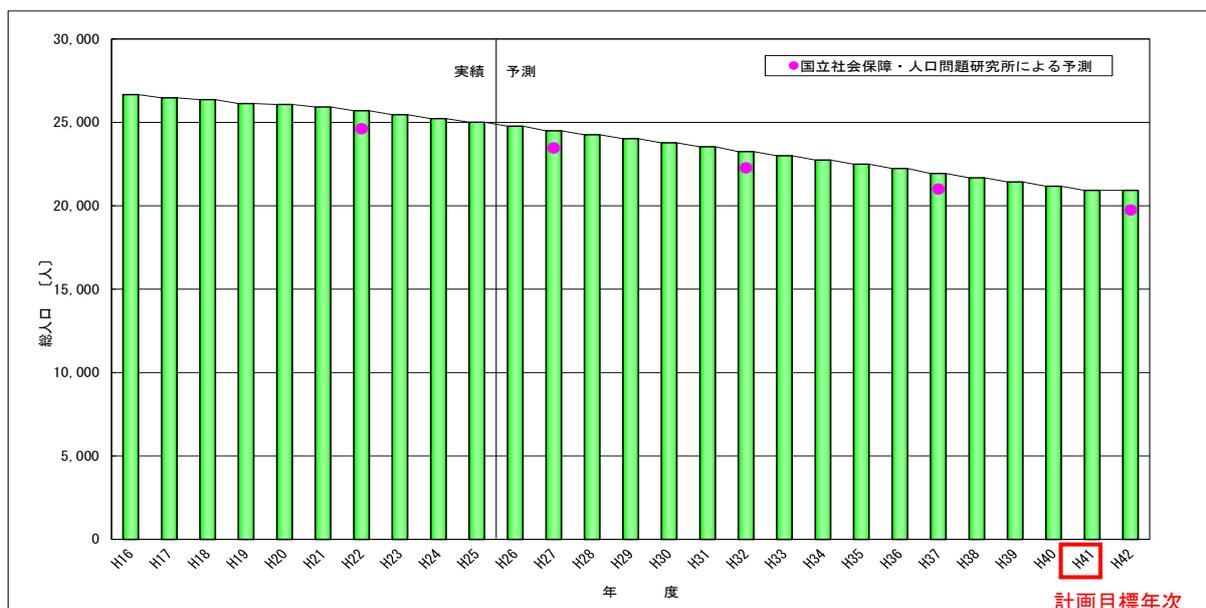


図2-4-1 綾川町の年度別将来人口予測（平成26年度～平成42年度）

## イ. 事業活動等の将来予測

綾川町の事業所数及び従業者数は、表 2-4-2 に示す「経済センサス基礎調査」によると、事業所数は減少しているが、従業者数は増加している。

一方、表 2-4-3 に示す「工業統計調査」によると、従業者数 4 人以上の製造事業所数は、平成 23 年には平成 21 年の 48 事業所から 56 事業所になり、従業者数も 1,866 人から 1,960 人に増加している。一方、製造品出荷額は、平成 22 年に大きく減少し、平成 23 年にも微減しているなど、減少傾向が見られる。

事業所数及び従業者数の増加はごみ発生量の増加に直接つながることが考えられるが、事業系ごみ量は年によって増減があり、事業所、従業者数が増加傾向にある企業活動との関連性は見出しにくい。よって、事業系ごみ予測において、企業活動によらない前提での予測を行った。

表 2-4-2 綾川町の事業所数及び従業者数

	事業所数〔事業所〕				従業者数〔人〕			
	平成 21 年	平成 24 年	増減数	増減率	平成 21 年	平成 24 年	増減数	増減率
綾川町	736	672	▲ 64	▲ 8.7	5,648	5,869	221	3.9

「平成 21 年度経済センサス基礎調査、平成 24 年度経済センサス活動調査（総務省）」による。

表 2-4-3 綾川町の製造事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移※（平成 21 年度～平成 23 年度）

年 度	事業所数 〔事業所〕	従業者数 〔人〕	製造品出荷額等 〔万円〕
平成 21 年度	48	1,866	4,303,388
平成 22 年度	47	1,890	4,044,621
平成 23 年度	56	1,960	4,035,725

※ 従業者数4人以上の事業所  
「工業統計調査（経済産業省）」による。

## 2) ごみ発生量の将来推計

発生ごみ量の予測を表 2-4-4 及び図 2-4-4 に示す。

発生ごみ量は、はじめは増加傾向であり、その後徐々に増加傾向が緩やかになり、平成 31 年度をピークに、その後は減少傾向に転じると予測された。

計画目標年次である平成 41 年度におけるごみ量は、家庭系ごみ量 4,696t/年、事業系ごみ量 1,263t/年、自家処理量 0t/年、集団回収量 232t/年の合計 6,191t/年と予測された。

表 2-4-4 綾川町の発生ごみ量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

単位：t/年

年 度	発生ごみ量	計画処理量			自家処理量	集団回収量	
		家庭系ごみ量	事業系ごみ量	自家処理量			
実績	平成 16 年度	4,983	4,908	4,908	—	0	75
	平成 17 年度	4,788	4,490	4,490	—	0	298
	平成 18 年度	5,228	4,883	4,635	248	0	345
	平成 19 年度	6,069	5,696	4,580	1,116	0	373
	平成 20 年度	5,867	5,577	4,508	1,069	0	290
	平成 21 年度	5,714	5,452	4,556	896	0	262
	平成 22 年度	6,072	5,845	4,599	1,246	0	227
	平成 23 年度	6,441	6,203	4,719	1,484	0	238
	平成 24 年度	6,260	6,034	4,944	1,090	0	226
	平成 25 年度	6,294	6,085	4,822	1,263	0	209
予測	平成 26 年度	6,233	6,001	4,738	1,263	0	232
	平成 27 年度	6,234	6,002	4,739	1,263	0	232
	平成 28 年度	6,240	6,008	4,745	1,263	0	232
	平成 29 年度	6,237	6,005	4,742	1,263	0	232
	平成 30 年度	6,242	6,010	4,747	1,263	0	232
	平成 31 年度	6,245	6,013	4,750	1,263	0	232
	平成 32 年度	6,238	6,006	4,743	1,263	0	232
	平成 33 年度	6,237	6,005	4,742	1,263	0	232
	平成 34 年度	6,234	6,002	4,739	1,263	0	232
	平成 35 年度	6,231	5,999	4,736	1,263	0	232
	平成 36 年度	6,227	5,995	4,732	1,263	0	232
	平成 37 年度	6,209	5,977	4,714	1,263	0	232
	平成 38 年度	6,203	5,971	4,708	1,263	0	232
	平成 39 年度	6,203	5,971	4,708	1,263	0	232
	平成 40 年度	6,194	5,962	4,699	1,263	0	232
	平成 41 年度	6,191	5,959	4,696	1,263	0	232

(計画目標年次：平成 41 年度)

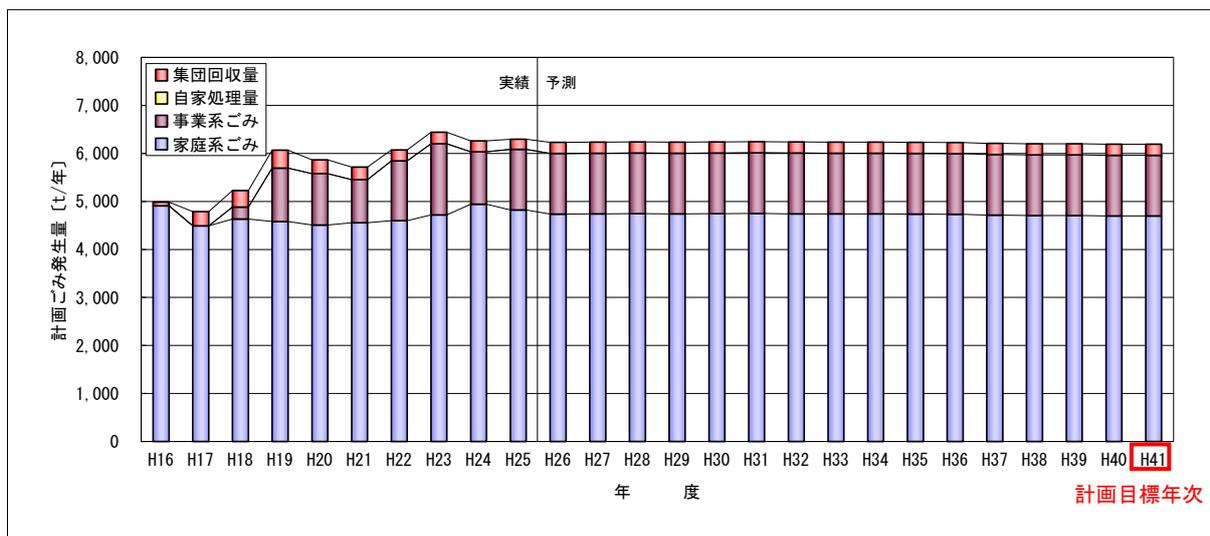


図 2-4-4 綾川町の発生ごみ量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

### 3) ごみ量の削減

平成 25 年度までの綾川町のごみ処理実績とそれに基づくごみ量の将来予測結果を踏まえ、綾川町では、以下の削減目標を掲げることとする。

**綾川町のごみ排出量削減目標  
(平成 32 年度)**

○家庭系ごみ量削減目標：

1 人 1 日あたり家庭から排出されるごみ量（資源ごみ、集団回収量を除く）について、平成 32 年度において、平成 25 年度に対し 10%削減する。

○事業系ごみ排出量削減目標：

事業系ごみの排出量を平成 32 年度において、平成 25 年度に対し、10%削減する。

家庭系ごみの削減目標値は、資源ごみ・集団回収ごみを除く家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量について設定した。平成 32 年度の目標値を満足するために必要な削減量は、1 人 1 日当たり 6~7g の削減と予測され、町の取組みや、排出者である住民の努力により実現可能であると考えられる。また、平成 32 年度以降は、平成 32 年度における排出量を維持する必要がある。

一方、事業系ごみの削減目標は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 7 年間に事業系ごみの排出量を 10%削減することを目標とした。これは、平成 24 年度水準の事業所数 736 事業所であれば、1 事業所 1 日当たり 78g の削減量に相当する。

削減目標を考慮した家庭系ごみ及び事業系ごみ量の削減目標について表 2-4-5 に示す。

表 2-4-5 綾川町の家系系ごみ及び事業系ごみ排出量の削減目標

年 度	家庭系ごみ							事業系ごみ				
	排出量 (t/年)	資源 ごみ量 (t/年)	集団 回収量 (t/年)	集団回収 を除く 排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除く 排出量 (t/年)	1人1日 当たり 家庭から 排出する ごみ量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	1人1日 当たり 資源 ごみ量 (g/人・日)	1人1日 当たり 排出量** (g/人・日)	排出量 (t/年)	目標値 (t/日)	
基準	平成 25 年度	5,031	1,083	209	4,822	3,739	410		119	528	1,263	
予 測	平成 26 年度	4,970	1,064	232	4,738	3,674	406		118	524	1,263	
	平成 27 年度	<u>※4,872</u>	1,064	232	<u>※4,640</u>	<u>※3,576</u>	<u>※400</u>		119	<u>※519</u>	<u>※1,242</u>	
	平成 28 年度	<u>※4,782</u>	1,066	232	<u>※4,550</u>	<u>※3,484</u>	<u>※394</u>		120	<u>※514</u>	<u>※1,221</u>	
	平成 29 年度	<u>※4,694</u>	1,065	232	<u>※4,462</u>	<u>※3,397</u>	<u>※388</u>		121	<u>※509</u>	<u>※1,200</u>	
	平成 30 年度	<u>※4,614</u>	1,066	232	<u>※4,382</u>	<u>※3,316</u>	<u>※382</u>		123	<u>※505</u>	<u>※1,179</u>	
	平成 31 年度	<u>※4,527</u>	1,067	232	<u>※4,295</u>	<u>※3,228</u>	<u>※376</u>		124	<u>※500</u>	<u>※1,158</u>	
	平成 32 年度	<u>※4,432</u>	1,065	232	<u>※4,200</u>	<u>※3,135</u>	<u>※369</u>	369	126	<u>※495</u>	<u>※1,137</u>	1,137
	平成 33 年度	<u>※4,394</u>	1,065	232	<u>※4,162</u>	<u>※3,097</u>	<u>※369</u>		127	<u>※496</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 34 年度	<u>※4,357</u>	1,064	232	<u>※4,125</u>	<u>※3,061</u>	<u>※369</u>		128	<u>※497</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 35 年度	<u>※4,328</u>	1,064	232	<u>※4,096</u>	<u>※3,032</u>	<u>※369</u>		130	<u>※499</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 36 年度	<u>※4,290</u>	1,063	232	<u>※4,058</u>	<u>※2,995</u>	<u>※369</u>		131	<u>※500</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 37 年度	<u>※4,250</u>	1,059	232	<u>※4,018</u>	<u>※2,959</u>	<u>※369</u>		132	<u>※502</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 38 年度	<u>※4,212</u>	1,057	232	<u>※3,980</u>	<u>※2,923</u>	<u>※369</u>		134	<u>※503</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 39 年度	<u>※4,173</u>	1,057	232	<u>※3,941</u>	<u>※2,884</u>	<u>※369</u>		135	<u>※504</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 40 年度	<u>※4,135</u>	1,055	232	<u>※3,903</u>	<u>※2,848</u>	<u>※369</u>		137	<u>※505</u>	<u>※1,137</u>	
	平成 41 年度	<u>※4,111</u>	1,055	232	<u>※3,879</u>	<u>※2,824</u>	<u>※369</u>		138	<u>※508</u>	<u>※1,137</u>	

※ 二重下線部は、削減量を加味したものである。

※※集団回収量を除く。

(計画目標年次：平成 41 年度)

#### 4) ごみ量削減目標達成時の将来推計

##### ア. 発生日ごみ量

削減目標を加味した原単位予測より算出した発生日ごみ量を表 2-4-6 及び図 2-4-6 に示す。

計画目標年次におけるごみ量は、本計画に示す削減量が達成される場合、当初予測時の発生日ごみ量は、6,191t/年（p6 表 2-4-4 参照）より 5,248t/年になる。

表 2-4-6 綾川町の発生日ごみ量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

単位：t/年

年 度	発生日ごみ量	計画処理量			自家処理量	集団回収量	
		計画処理量	家庭系ごみ量	事業系ごみ量			
実績	平成 16 年度	4,983	4,908	4,908	—	0	75
	平成 17 年度	4,788	4,490	4,490	—	0	298
	平成 18 年度	5,228	4,883	4,635	248	0	345
	平成 19 年度	6,069	5,696	4,580	1,116	0	373
	平成 20 年度	5,867	5,577	4,508	1,069	0	290
	平成 21 年度	5,714	5,452	4,556	896	0	262
	平成 22 年度	6,072	5,845	4,599	1,246	0	227
	平成 23 年度	6,441	6,203	4,719	1,484	0	238
	平成 24 年度	6,260	6,034	4,944	1,090	0	226
	平成 25 年度	6,294	6,085	4,822	1,263	0	209
予測	平成 26 年度	6,233	6,001	4,738	1,263	0	232
	平成 27 年度	6,114	5,882	4,640	1,242	0	232
	平成 28 年度	6,003	5,771	4,550	1,221	0	232
	平成 29 年度	5,894	5,662	4,462	1,200	0	232
	平成 30 年度	5,793	5,561	4,382	1,179	0	232
	平成 31 年度	5,685	5,453	4,295	1,158	0	232
	平成 32 年度	5,569	5,337	4,200	1,137	0	232
	平成 33 年度	5,531	5,299	4,162	1,137	0	232
	平成 34 年度	5,494	5,262	4,125	1,137	0	232
	平成 35 年度	5,465	5,233	4,096	1,137	0	232
	平成 36 年度	5,427	5,195	4,058	1,137	0	232
	平成 37 年度	5,387	5,155	4,018	1,137	0	232
	平成 38 年度	5,349	5,117	3,980	1,137	0	232
	平成 39 年度	5,310	5,078	3,941	1,137	0	232
	平成 40 年度	5,272	5,040	3,903	1,137	0	232
	平成 41 年度	5,248	5,016	3,879	1,137	0	232

（計画目標年次：平成 41 年度）

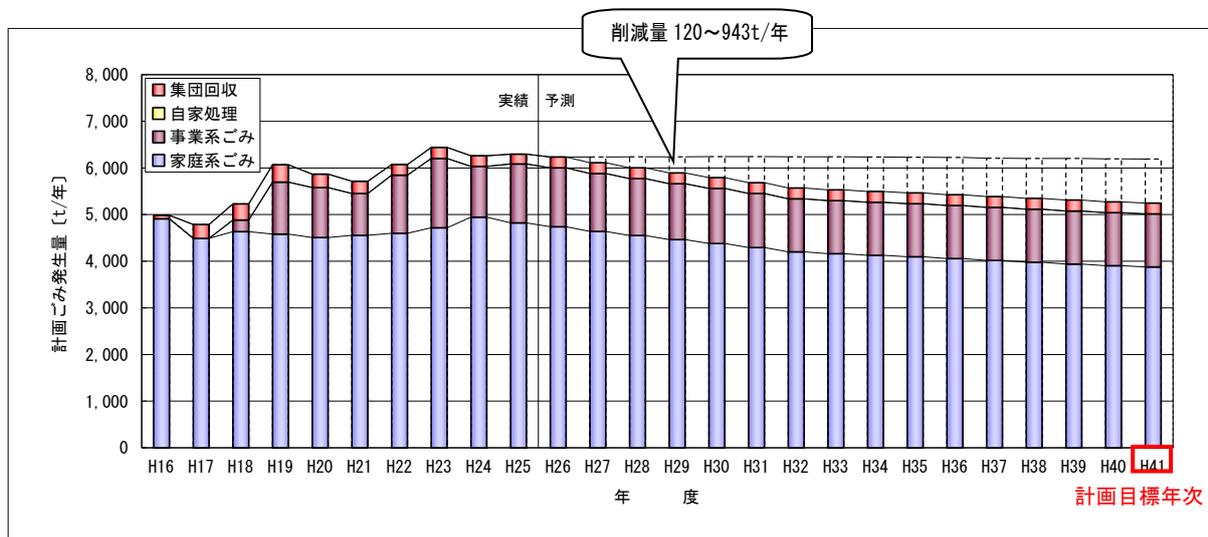


図 2-4-6 綾川町の発生日ごみ量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

## ウ. 処理形態別計画処理量

削減目標を加味した処理形態別の計画処理量を表 2-4-7 及び図 2-4-7 に示す。

計画目標年次である平成 41 年度における直接焼却処理量は 3,400t/年、焼却以外の中間処理量は 953t/年と予測された。

表 2-4-7 綾川町の処理形態別計画処理量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

単位：t/年

年 度	計画処理量	直接	焼却以外の	直接	直接	
		焼却処理量	中間処理量 (破碎・資源化)	資源化量	最終処分量	
実 績	平成 16 年度	4,908	3,352	1,134	0	422
	平成 17 年度	4,490	3,348	1,142	0	0
	平成 18 年度	4,883	3,717	1,166	0	0
	平成 19 年度	5,696	4,413	1,211	72	0
	平成 20 年度	5,577	4,120	1,013	444	0
	平成 21 年度	5,452	3,898	1,035	519	0
	平成 22 年度	5,845	4,154	1,082	609	0
	平成 23 年度	6,203	4,399	1,148	656	0
	平成 24 年度	6,034	4,239	1,144	651	0
予 測	平成 25 年度	6,085	4,266	1,138	681	0
	平成 26 年度	6,001	4,214	1,118	669	0
	平成 27 年度	5,882	4,112	1,101	669	0
	平成 28 年度	5,771	4,019	1,082	670	0
	平成 29 年度	5,662	3,927	1,065	670	0
	平成 30 年度	5,561	3,841	1,050	670	0
	平成 31 年度	5,453	3,748	1,034	671	0
	平成 32 年度	5,337	3,652	1,015	670	0
	平成 33 年度	5,299	3,621	1,008	670	0
	平成 34 年度	5,262	3,592	1,001	669	0
	平成 35 年度	5,233	3,570	994	669	0
	平成 36 年度	5,195	3,540	986	669	0
	平成 37 年度	5,155	3,511	978	666	0
	平成 38 年度	5,117	3,481	971	665	0
	平成 39 年度	5,078	3,450	963	665	0
	平成 40 年度	5,040	3,420	957	663	0
	平成 41 年度	5,016	3,400	953	663	0

(計画目標年次：平成 41 年度)

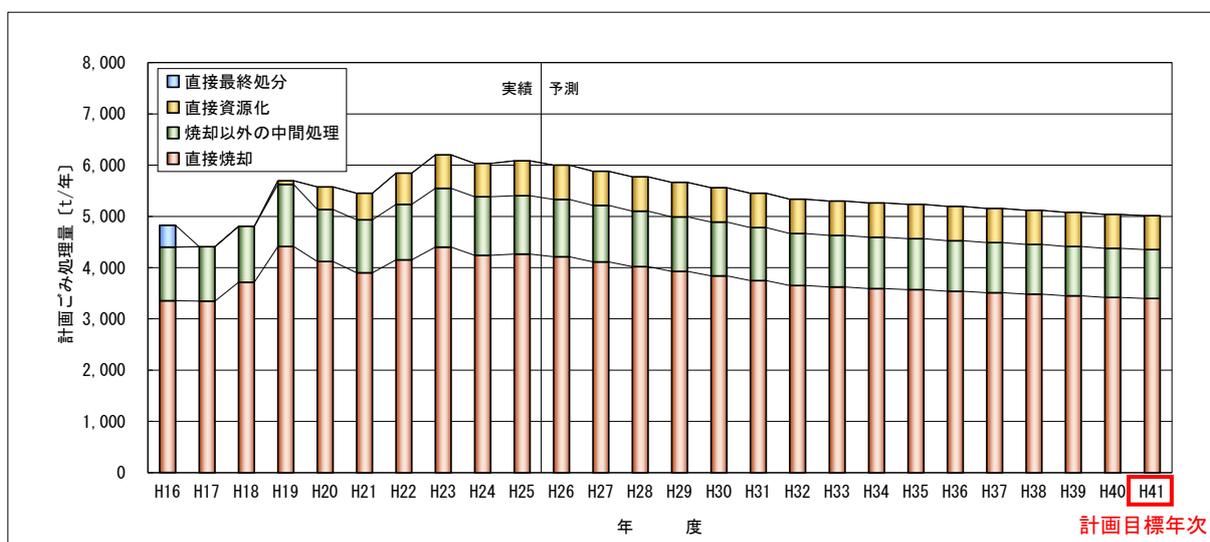


図 2-4-7 処理形態別計画処理量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

## エ. 資源化量

削減目標を加味した資源化量の予測を表 2-4-8 及び図 2-4-8 に示す。

計画目標年次である平成 41 年度における資源化量は 1,350t/年、資源化率は 25.7%と予測された。

表 2-4-8 綾川町の資源化量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

単位：t/年

年 度	資源化量	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	その他*	資源化率	
実 績	平成 16 年度	605	55	232	176	38	97	0	7	12.1%
	平成 17 年度	820	281	204	182	44	109	0	0	17.1%
	平成 18 年度	880	315	195	186	45	129	10	0	16.8%
	平成 19 年度	888	344	171	177	47	138	11	0	14.6%
	平成 20 年度	1,146	642	169	156	43	129	7	0	19.5%
	平成 21 年度	1,173	686	166	140	46	128	7	0	20.5%
	平成 22 年度	1,288	767	152	162	55	152	0	0	21.2%
	平成 23 年度	1,357	821	147	183	51	140	0	15	21.1%
	平成 24 年度	1,371	802	145	185	56	175	0	8	21.9%
	平成 25 年度	1,375	816	143	164	58	184	0	10	21.8%
予 測	平成 26 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 27 年度	1,376	827	139	162	57	181	0	10	22.5%
	平成 28 年度	1,376	828	137	163	57	181	0	10	22.9%
	平成 29 年度	1,373	828	135	162	57	181	0	10	23.3%
	平成 30 年度	1,372	828	133	163	57	181	0	10	23.7%
	平成 31 年度	1,372	829	132	163	57	181	0	10	24.1%
	平成 32 年度	1,368	828	130	162	57	181	0	10	24.6%
	平成 33 年度	1,367	828	129	162	57	181	0	10	24.7%
	平成 34 年度	1,365	827	128	162	57	181	0	10	24.8%
	平成 35 年度	1,364	827	127	162	57	181	0	10	25.0%
	平成 36 年度	1,364	827	127	162	57	181	0	10	25.1%
	平成 37 年度	1,359	824	126	162	57	180	0	10	25.2%
	平成 38 年度	1,356	823	125	161	57	180	0	10	25.4%
	平成 39 年度	1,355	823	124	161	57	180	0	10	25.5%
	平成 40 年度	1,352	822	123	161	57	179	0	10	25.6%
	平成 41 年度	1,350	822	122	161	56	179	0	10	25.7%

※「その他」は電池、蛍光灯等である。

（計画目標年次：平成 41 年度）

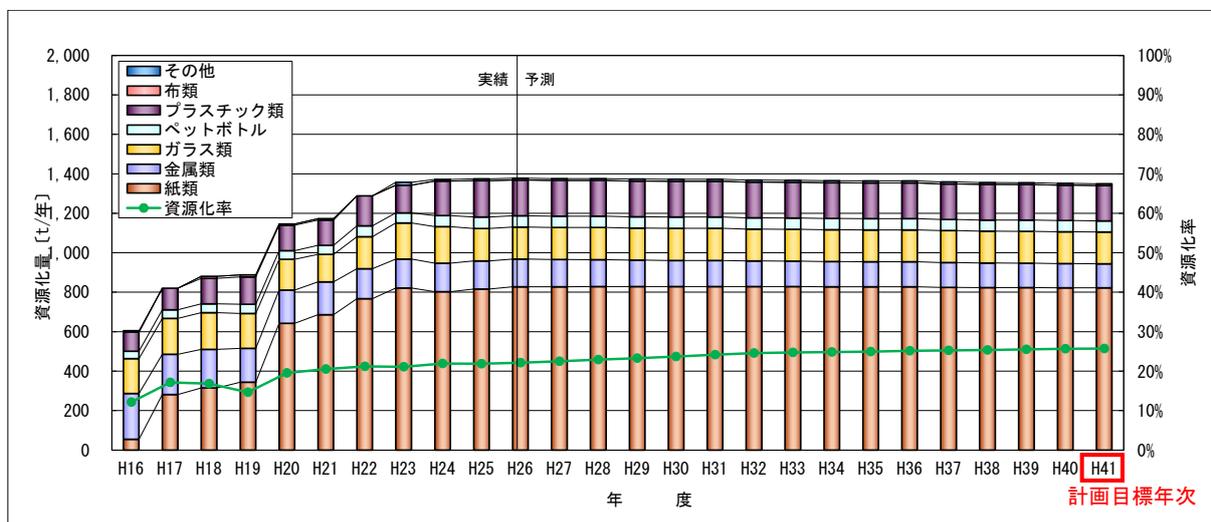


図 2-4-8 綾川町の資源化量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

## カ. 最終処分量

削減目標を加味した最終処分量を表 2-4-9 及び図 2-4-9 に示す。

計画目標年次である平成 41 年度における最終処分量は 724t/年であり、焼却残渣量 537t/年、中間処理残渣量 187t/年と予測された。

表 2-4-9 綾川町の最終処分量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

単位：t/年

年 度	最終処分量	直接	焼却	中間処理	
		最終処分量	残渣量	残渣量※	
実 績	平成 16 年度	1,375	※※422	483	470
	平成 17 年度	833	0	494	339
	平成 18 年度	957	0	559	398
	平成 19 年度	1,001	0	664	337
	平成 20 年度	1,023	0	663	360
	平成 21 年度	1,015	0	581	434
	平成 22 年度	922	0	674	248
	平成 23 年度	981	0	721	260
	平成 24 年度	963	0	692	271
	平成 25 年度	923	0	680	243
予 測	平成 26 年度	910	0	671	239
	平成 27 年度	888	0	655	233
	平成 28 年度	867	0	640	227
	平成 29 年度	848	0	625	223
	平成 30 年度	828	0	611	217
	平成 31 年度	808	0	596	212
	平成 32 年度	787	0	581	206
	平成 33 年度	780	0	576	204
	平成 34 年度	773	0	571	202
	平成 35 年度	767	0	567	200
	平成 36 年度	760	0	562	198
	平成 37 年度	753	0	557	196
	平成 38 年度	746	0	552	194
	平成 39 年度	738	0	548	190
	平成 40 年度	732	0	543	189
	平成 41 年度	727	0	540	187

※ 中間処理残渣量は、高松市西部クリーンセンターにおける破砕・資源化処理後の不燃残渣（破砕・資源化後の生成物量の綾川町相当分）、民間委託資源化処理後の不燃残渣、行政機関排出物（高松市受入不可のもの）及び不法投棄回収物等とする。

※※ 平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現処分場に搬入したものである。  
（計画目標年次：平成 41 年度）

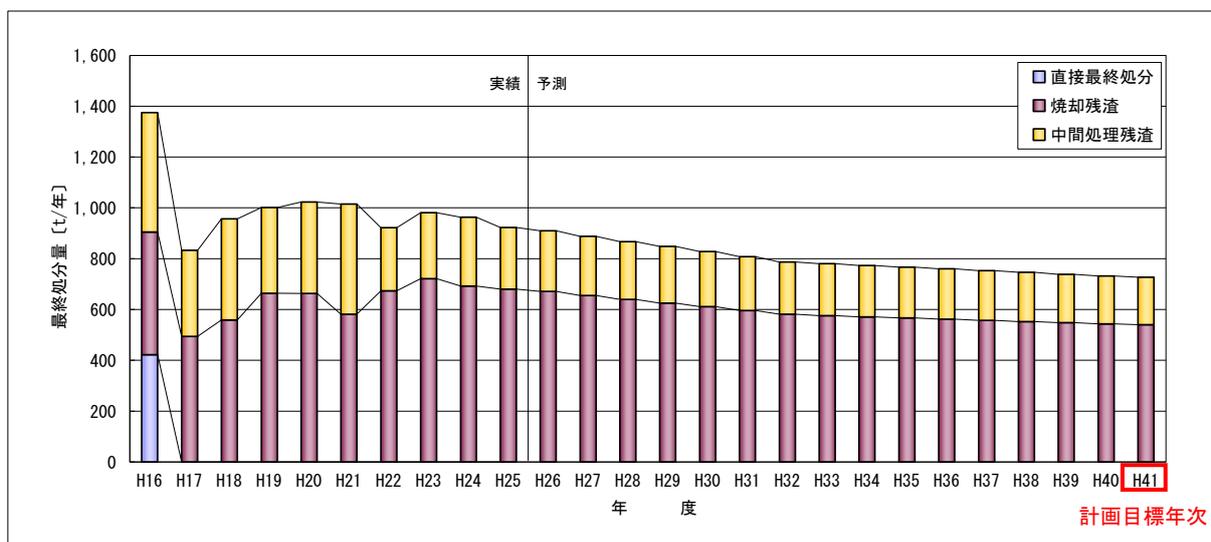


図 2-4-9 綾川町の最終処分量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

## 2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

実績をもとにした予測の結果、ごみ量は緩やかな増加傾向となった後減少すると予測された。そこで、ごみの排出抑制として、平成 32 年度において削減目標を設定した。

本町では、ごみ処理手数料の徴収や集団回収への助成を行っており、今後ごみの排出量抑制のためにこれらの制度を継続していくが、削減目標達成のため、今後はこれらの施策に加えて、①生ごみの減量化（水分量の削減、②可燃ごみとして排出されている封筒やダイレクトメールなど分別の徹底、③布類の分別回収にを中心として、より実効性のある施策を展開していく。

表 2-4-10 綾川町のごみ処理手数料

区分	指定袋 (料金は平成 26 年度現在)	シール (指定袋に入らないもの)
燃やせるごみ	・白色の半透明 (大 30 円/枚、中 20 円/枚、小 10 円/枚)	・白色シール (30 円/枚)
破碎ごみ	・緑色の半透明 (20 円/枚)	—
資源ごみ	【紙】 ・なし (紐でしばる (無料)) 【缶 (アルミ・スチール)】 ・なし (透明又は半透明ビニール袋) 【びん】 ・ピンク色の半透明 (20 円/枚) 【ペットボトル】 ・水色の半透明 (20 円/枚) 【プラスチック容器包装】 ・黄色の半透明 (20 円/枚) 【小型電子機器類】 ・なし (町 2 箇所の指定回収箱)	—
粗大ごみ	—	・緑色シール (20 円/枚)

表 2-4-11 綾川町のごみ排出量抑制及び資源回収に対する助成制度

生ごみ処理容器等への補助	集団回収鞆団体への補助
○綾川町家庭用生ごみ処理容器等購入補助金 <b>【補助基数】</b> 生ごみ処理容器：2 器/1 世帯まで 生ごみ処理機：1 機/1 世帯まで ダンボールコンポスト：1 機/1 世帯まで <b>【補助率】</b> 生ごみ処理容器：1 器当たり 3,000 円を上限 生ごみ処理機：1 機当たり 20,000 円を上限 ダンボールコンポスト：購入費実費 1,000 円を上限	集団回収に参加する小中学校に対し、84 万円を回収量に応じて配分

### 3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

綾川町において、現在の一般廃棄物分別区分は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「不燃ごみ（破碎ごみ）」、「資源ごみ」、「その他（有害ごみ）」、「粗大ごみ」である。現在の町の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、表 2-4-12-1～2-4-12-2 に示す。

現在のごみ分別収集形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していくが、法令等の改正により新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとする。

また、ごみの中で、豊等高松市と異なる処理取扱品目があるため、これを高松市に準じるよう処理品目の拡大や直接搬入の制約条件の撤廃等の課題の解決に努める。

表 2-4-12-1 綾川町における分別収集区分(1)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ</li> <li>・衛生用品</li> <li>・食用油 (紙に染み込ませるか、固形化したもの)</li> <li>・草・落ち葉、雑木、剪定くず (直径 5 cm以内の枝で長さ 50 cm以内に束ね「燃やせるごみ処理券」を貼る。)</li> <li>・紙くず (資源回収できない紙)</li> <li>・衣類 (枕、クッション等で 50 cm×50 cm×100 cm未満のものを含む。)</li> <li>・ぬいぐるみ</li> <li>・灰類</li> <li>・カセットテープ・ビデオテープ類</li> <li>・紙おむつ</li> <li>・ペット用砂</li> </ul>	<p>指定袋 (白色) (大：300 円/10 枚) (中：200 円/10 枚) (小：100 円/10 枚) に入れる</p> <p>※雑木・剪定くず 直径 5 cm以内の 枝で長さ 50 cm 以内に束ね、燃 やせるごみ処理 券 (300 円/10 枚) を貼る。</p>	<p>2 回/週 (火曜日・金曜日) 綾川町全域</p>	
破碎ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス類 (コップ、ケース、皿、化粧品、医薬品のビン、調理器具等)</li> <li>・陶器類(茶碗、皿、容器、壺、置物等)</li> <li>・金属類(容器、器具、製品等)</li> <li>・家電製品 (ビデオ、ラジカセ、ミニコンポ、コーヒーマーカー、掃除機、照明器具、スピーカー、扇風機、換気扇、ワープロ、ゲーム機、ドライヤー、シェーバー等の小型の家電製品)</li> <li>・家具類 (指定袋に入る小引き出し、マガジンラック)</li> <li>・プラスチック類 (容器包装で汚れのひどい物、おもちゃ、乳母車)</li> <li>・ゴム製品 (ホース、シート、パイプ 50 cmの大きさに切る。)</li> <li>・使い捨てカイロ、保冷剤</li> </ul>	<p>指定袋 (緑色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>2 回/月</p> <p>昭和地区：第 2、4 木曜日 陶地区：第 1、3 水曜日 滝宮地区：第 2、4 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1、3 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 2、4 月曜日</p>	
資源ごみ	紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール</li> <li>・図鑑・小説など</li> <li>・紙パック (銀紙が貼ってあるものは除く)</li> <li>・新聞紙(折込チラシを含む)</li> <li>・雑誌(カタログ)</li> <li>・雑紙(パンフレット・包装紙・紙袋・紙箱)</li> </ul>	<p>種類ごとに分けて、紐でしばる。 (指定袋なし)</p>	<p>1 回/月</p> <p>昭和地区：第 1 水曜日 陶地区：第 2 水曜日 滝宮地区：第 3 水曜日 粉所、山田、東分、羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 水曜日</p>
	缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ、スチール (穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ等、飲料缶、缶詰、ミルク缶、お菓子の缶、ボトル缶のフタ、ビンに付いているアルミ製のフタ、ビールなどのフタ(王冠))</li> </ul>	<p>透明又は半透明のビニール袋に入れる。 (指定袋なし)</p>	<p>1 回/月</p> <p>昭和地区：第 2 木曜日 陶地区：第 3 水曜日 滝宮地区：第 2 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 月曜日</p>
	びん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料、調味料等の「食べられるもの」が入っていたビン(一升ビン・ビールビンなどのリターナブルビンは酒屋へ。薬品・化粧品・陶器のビンは破碎ごみへ)</li> </ul>	<p>指定袋 (ピンク色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>昭和地区：第 2 木曜日 陶地区：第 3 水曜日 滝宮地区：第 2 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 月曜日</p>
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルマークの 1 がボトルの底及び側面についているペットボトル(飲料用、しょうゆ、酒類)</li> </ul> 	<p>指定袋 (水色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>昭和地区：第 1、3 木曜日 陶地区：第 2、4 水曜日 滝宮地区：第 1、3 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 2、4 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 1、3 月曜日</p>
	ペットボトル以外のプラスチック包装容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボトル (食用油・ソース・ドレッシングのボトル、洗剤容器、シャンプー・リンスのボトルでペットボトル以外のボトル 水ですすいで出す。汚れのひどいものは破碎ごみへ。)</li> <li>・カップ (プリン・ゼリー・ヨーグルトの容器など)</li> <li>・袋 (お菓子の袋、レトルトの袋など)</li> <li>・発泡スチロール (容器包装プラスチック(右)の表示のあるもの)</li> <li>・トレイ (魚・肉用トレイ、刺身皿など)</li> <li>・その他 (プリンなどのフタ、電気製品の緩衝材、メロン、リンゴなど果物用緩衝材)</li> </ul> 	<p>指定袋 (黄色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>2 回/月</p> <p>昭和地区：第 1、3 木曜日 陶地区：第 2、4 水曜日 滝宮地区：第 1、3 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 2、4 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 1、3 月曜日</p>

表 2-4-12-2 綾川町における分別収集区分(2)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種蛍光灯、電球 (元箱又は透明な袋に入れて、破損物も可)</li> <li>乾電池、 (筒型 その他の形状のものは販売店に出す)</li> <li>使い捨てライター</li> <li>水銀体温計 など</li> </ul>	<p>指定袋なし</p> <p>透明なビニール袋に入れて、ごみステーションの白いかごに入れる。</p>	<p>1回/月</p> <p>昭和地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区：第1木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区：第4月曜日</p>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具類 (たんす、食器棚、机・テーブル類、椅子・ソファー類、サイドボード、テレビ台、本棚、飾り棚、ベッド、靴箱、米櫃、衣装ケース、カーベット類、よしず、すだれ類)</li> <li>寝具類 (毛布、布団、マット等はひもで縛って出す)</li> <li>剪定くず (直径20cm以内の枝を長さ1m以内にして束ねる)</li> <li>自転車、一輪車、三輪車、その他の品で50cm×50cm×100cm以上のもの</li> <li>家電家具類 (エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、液晶・プラズマ式テレビ、ブラウン管式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く)</li> </ul>	<p>粗大ごみ処理券 (200円/10枚) を粗大ごみ1つに1枚貼って出す。 販売を終了した「破碎ごみ処理券」を使用することもできる。</p>	<p>1回/月</p> <p>昭和地区：第4木曜日 陶地区：第1水曜日 滝宮地区：第4水曜日 粉所、山田、東分地区：第3木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区：第2月曜日</p>
小型電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型電子機器類(パソコンを除く) (携帯電話、スマホ、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、テープレコーダ(デッキ除く)、ICレコーダ、ipod等、電子辞書、ゲーム機類、ETCユニット、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、電卓、カーナビ、電子機器付属品、ACアダプタ、各種接続ケーブル等)</li> </ul>	<p>町設置のリサイクルボックスへ直接持ち込み</p>	<p>月～金 (年末年始、土日、祝日を除く) 綾川町役場と綾上支所に設置の小型家電リサイクルボックスへ持ち込み</p>
町で収集しないごみ	家電4品目及び家庭用パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン</li> <li>冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>テレビ</li> <li>洗濯機・衣類乾燥機</li> <li>パソコン</li> </ul>	<p>リサイクル券を購入し、指定引取所に搬入</p>
	堅牢なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート片、コンクリートブロック、石、鋼板、瓦、形鋼、発動機、エンジン、農機具、ボイラー、湯ノックス、小型物置、ボウリングの玉等</li> </ul>	<p>購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼</p>
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー</li> </ul>	<p>購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼</p>
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄法に定める産業廃棄物(農業用ビニール、あぜなみ、トラクター、耕運機の爪等)、建築廃材、家屋の取り潰し廃材、トタン(2枚以上)、壁土、タイヤ、苗床</li> </ul>	<p>産業廃棄物処理業者にて引き取り</p>
	処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火器、オートバイ(50cc以下含む)、スチールワイヤー、チェーン、FRP製品(バスタブ、ポート、タンク等)、ヘドロ、汚泥</li> </ul>	<p>購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼</p>

※「平成26年度～綾川町家庭ごみ分別と正しい出し方」、「保存版ごみ分別ガイドブック」による。

#### 4. ごみの処理施設の整備に関する事項

綾川町は、平成18年3月の合併以前（旧綾南町、旧綾上町）は、高松地区広域市町村圏振興事務組合（旧高松市、三木町、旧牟礼町、旧庵治町、旧塩江町、旧香川町、旧香南町、旧綾上町、旧綾南町、旧国分寺町）に加入しており、同組合西部クリーンセンターで焼却処理を行い、発生する焼却残渣及び破碎等処理残渣は綾南環境衛生組合（旧綾上町、旧綾南町、旧国分寺町）一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っていた。

平成17年度の市町合併による現高松市及び現綾川町制定後は、西部クリーンセンターが高松市に、一般廃棄物最終処分場が綾川町に移管された。この後、綾川町の可燃ごみ、破碎ごみ及び不燃ごみ処理は、西部クリーンセンターでの処理であるが、高松市に委託する形をとっている。一方、一般廃棄物最終処分場では、旧組合構成町の区分での埋立処分を継続する形をとっており、綾川町以外の旧国分寺町（現高松市）の一般廃棄物も受け入れている。

今後、最終処分における高松市の一般廃棄物受入について、解決すべき課題があるものの、当面は現在の処理体制を継続していくものとする。

また、ごみの排出量抑制の一方で、リサイクル率の維持、向上及び収集運搬効率の向上に向けた取組みを実施していく。

#### 5. その他ごみの処理に関し必要な事項

##### 1) ごみステーションの共同利用に関する考え方

本町では、生活全般にわたる相互扶助の精神のなか、自治会等によりごみステーションの管理が行われているケースが多数を占める。しかし、このような地域的慣例の結果、他市町からの転入者や自治会未加入者を排除するようなかたちで、ごみステーションの管理がなされてしまうケースが見受けられ、文化的生活を行うための必要不可欠の要素と言えるごみ出し行為について、高いハードルを作る結果となっている。

町としては任意団体である自治会等が、団体への加入の有無のみをもって、ごみステーション利用に係る権利や生活上の利益を奪うことは望ましくないとの原則に立ち、このことを広く住民に周知することとする。

また、近隣のごみステーションを利用できない困窮住民が存在することに鑑み、

- ①公民館などにサテライト機能をもったごみステーションの設置を検討。
- ②民間によるごみの有料収集サービスにニーズを探る（対象：困窮住民並びに障がい者、高齢者、罹患者等）。
- ③綾川町ごみステーション設置等事業補助要綱の交付要件追加（第三者の利用申し出許諾義務化）

などを検討し、当該問題の解決に努める。

## 2) ごみステーション設置要件（件数）見直し

ごみステーション数の全国の標準値 1 ステーション当たり 30 世帯と比較すると、本町のごみステーションは、1 ステーションあたり 21 世帯が利用することになっており、全国の標準値より低く、十分にステーションが配置されていると考えられる。

本町では、ステーション設置基準を 3 世帯以上とする運用を行ってきた。これは、1) で述べたように、ごみステーションの利用権が自治会加入者に限定され、独占的な権利として取り扱われるケースが多くを占め、他市町からの転入者や、自治会に入らないものが困窮するケースも少なくないという事案を解決するためのものであった。

しかし、この 1 ステーション当たり 3 世帯の基準は、安易なステーション設置要請行為を招くことになってきており、すべてに対応するのは、管理面、収集効率の面から問題が生じる懸念がある。

このため、ごみステーションの共同利用の考え方を整理すると共に、従来の設置基準についても見直すこととする。

## 3) 破碎、粗大ごみの西部クリーンセンターへの自己搬入

現在、本町では破碎ごみ・粗大ごみについて、月に 1 回ごみステーションでの収集方式をとっており、家庭から直接自己搬入により高松市西部クリーンセンターに持ち込むことはできないとしていた。しかし引越し時等、家庭から一時的又は多量に排出されるごみについて、以前より西部クリーンセンターへの自己搬入を求める声があった。これに答えるかたちとして、平成 27 年度より綾川町住民の破碎、粗大ごみの自己搬入を開始する。自己搬入にあたって、搬入することができる一般廃棄物の基準、ならびに一般廃棄物処理手数料は高松市の例規によるものとする。

## 4) 一般廃棄物収集運搬業許可要件の見直し

本町の一般廃棄物（ごみ）の発生量に対し、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が見込まれることから、当面の間一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の新規の許可は行わない。

ただし、町による処理が困難となる種類の一般廃棄物に係る収集運搬については、適正な処理ルートを持つ事業者で、かつ町長が必要と認める場合に限り、許可することとする。

また、一定の品目（紙、缶、ビン、ペットボトル）について、適正処理及び再資源化が見込まれると町長が認めた場合は、一般廃棄物の収集運搬に係る積替え保管の許可を行うものとする。

また、高松市との協議成立に伴い、既存の収集運搬業許可業者については、「引越し時などに発生する一時的又は多量の、世帯から排出された一般廃棄物（破碎ごみ・粗大ごみ）及び高齢者等搬出手段を持たない世帯から排出された一般廃棄物（破碎ごみ・粗大ごみ）」に限定した新たな許可を希望するものに与えることとする。

## 5) 家庭ごみの自家焼却に対する啓発ならびに例規などの整備

平成 13 年 4 月 1 日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正施行により、廃棄物焼却の禁止規定（法 16 条 2）が盛り込まれた。しかし、同改正より十数年が経過した現在においても、本町では家庭ごみの自家焼却が多数見受けられることに鑑み、今後家庭ごみの自家焼却の根絶を目指して啓発推進を行うものとする。さらに野焼きに対して、抑止効果が発揮できるような実効性のある仕組みとするため、例規見直し等を含めて総合的に検討する。

## 6) ごみ収集手数料の見直し

「綾川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めるごみ処理手数料は、税法上課税対象であるため、条例により定められた手数料額は消費税及び地方消費税が含まれたものである。ごみ袋の町民への販売価格はごみ処理手数料に相当するものであるため、ごみ袋の価格は消費税及び地方消費税が含まれたものであるが、平成元年に始まる消費税導入から現在に至るまで税率上昇に伴う値上げはされていない。このことは手数料本体部分を増税のたびに値下げしてきたことに等しい。

このような中、平成 25 年 10 月 8 日付けで「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて（通知）」により税負担の円滑かつ適正な転嫁が求められたところでもあり、本町としては、ごみ処理手数料に係る税の適正な転嫁を実施するとともに、当該手数料がごみ処理費に比較し適正なものであるかも検討し、手数料（ごみ袋等の価格）の見直しを行う。

## 7) 収集不可物（適正処理困難物を含む）等の明確化

### (1) 品目の指定ごとの対応

収集不可物等として取り扱う代表的品目を表 2-4-13 に示すとおり指定する。

表 2-4-13 綾川町収集不可物

収集不可物	品目の例示
有害性・有毒性を有するもの	(1) 農薬等（除草剤、殺虫剤、化学肥料等）、薬品（劇薬、化学薬品等）、溶剤（シンナー等）、殺虫剤、漂白剤、多量の塩化ビニール等有害性・有毒性を有するもの (2) 焼却処理によって有害物質に変化するもの (3) 前 2 号に掲げるものを充てんする容器で内容物が残っているもの
危険性を有するもの	注射針等
引火性・爆発性を有するもの	(1) ガス、ガソリン、オイル、ベンジン、固形燃料、灯油、溶剤、火薬（花火を含む。）、塗料、廃油（重油、軽油等）、マッチ、着火剤等引火性・爆発性を有するもの (2) 前号に掲げるものを充てんする容器で、内容物が残っているもの、又は密閉されているもの
多量の汚水等を含むもの	汚泥及び多量の水分又は油分を含むもの（内容物が残っている缶、びん等の容器を含む。）
火気のあるもの	燃え殻、灰等で消火が不完全であるもの
悪臭を発するもの	腐臭のする多量の動植物性残さ、泥状物等
粗大物	幅・長さ・高さのいずれかが 1.5m を超える大型のもの（家具等の木製品、家庭用電化製品を除く。）
処理が困難なもの	(1) 発動機、発電機、パイプ等長尺物、鋼板、型鋼、FRP 製品、スチールチェーン、ワイヤー、ビニールシート、石（石材、漬物石等）、グランドピアノ、耐火金庫、自動車部品（マフラー、バンパー等）等 (2) その他適正な処理が困難であると町長が認めるもの
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの	(1) ボタン電池、充電式電池（ニカド電池等） (2) デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ/一体型パソコン、液晶ディスプレイ/一体型パソコン (3) 携帯電話機（PHS を含む。） (4) FRP 製船 (5) オートバイ (6) 消火器

## (2) 家電リサイクル法対象品目

平成 13 年 4 月より家電リサイクル法の施行により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 品目がリサイクルの対象となった。また、平成 16 年には電気冷凍庫が冷蔵庫と同じ区分で追加され、平成 21 年には薄型テレビと衣類乾燥機が追加された。

これら 4 品目については小売店に依頼するか、自らリサイクル手続きを行うごみとして取り扱う。

## (3) 収集不可物等の処理方法検討

収集不可物等については、消費者が新たなものを購入する際に、不要となったものを販売店等が引取、町以外の処理システムにおいて処理することを基本とするが、これらによる処理が困難なものについては、適正な処分ルートを持つ家庭系一般廃棄物収集運搬業者に依頼し、処分することとする。

## 8) 新最終処分場の建設計画着手について

綾川町一般廃棄物最終処分場は平成 37 年までの利用が予定されているが、当該処分場の築堤方法を変更し 15,000m<sup>3</sup> 以上埋立容量を増やすことで平成 46 年度までの利用が可能のように計画変更を行うこととする。これに伴い、地元自治会関係者への説明は既に実施しており同意いただいている。高松市に対しての説明と費用負担についても協議が終了しており、平成 27 年度には県への変更届の提出書類作成に着手する。

## 9) 綾川町環境保全協力金条例と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条 3 項との調和

綾川町のごみ処理責任についての考え方は、『一般廃棄物の収集・運搬および処分は、当該市町に処理責任があり、市町自らが自らの地域内で行うのが原則』であり、このことは本町の一般廃棄物処理基本計画の柱となる理念でもある。

綾川町環境保全協力金条例は、他の市町が一般廃棄物を自らの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合は、受入れ期間を限定し本町における環境負荷に対する応分の協力金の負担を条件に一般廃棄物の搬入を認める制度である。

当該規則では受け入れ期間は、連続する 3 年を限度とするとされているが、続く但し書きで「自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標を明らかにした場合」3 年を超えて受け入れることができるとしている。

しかし「自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標」という市町の処理責任を一般廃棄物処理計画等に位置づけること、ならびに当該計画等を受けた客観的取り組みがなされず 3 年を超える場合には、本町の一般廃棄物処理基本計画の柱となる理念との調和が保てていない状況となっていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条 3 項」に規定される努力義務を履行するようもとめると共に、その解決に向けて関係市町と協議を行うこととする。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 基本方針

#### 1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の目的は、し尿及び炊事、入浴、洗濯等の日常生活により生じる排水を処理施設で浄化した後に放流することによって、排出先の公共用水域への環境負荷を低減することにある。

綾川町は、高松市に近く、国道32号線周辺では市街部をもつ一方、町中南部では農地や山林が多く、集落が点在するといった二つの面がある自治体であり、生活排水処理の面でも効率的に生活排水処理設備を普及させるため、人口の多い地区では集合処理、少ない地域では個別処理といった棲み分けを行っている。

綾川町における集合処理としては、国道32号線周辺の市街部及び国道377号線沿線の住宅街を中心とした中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道及び山田下地区の一部及び東分地区の一部を供用区域とした栗原農業集落排水処理施設がある。一方、これらの処理区域以外の地域では、個別処理が行われているが、汲み取り式便槽や単独処理浄化槽が現在でも一定数存続しており、町ではこれらを合併処理浄化槽に転換することを推進しており、その普及・啓発に努めている。

綾川町及びその周辺は、古くから水不足に悩まされてきた地域であり、生活水の確保のための公共用水域の保全是町にとって重要である。このため、町では、生活排水等により公共用水域が汚染されないことがないよう、それぞれの地区の特徴にあった生活排水処理施設を整備し、未処理世帯の解消が一日も早く達成されることを目的とした各種施策を推進していく。

#### 2. 生活排水処理施設の基本方針

綾川町では、生活排水処理を各地区の特性に応じて集合処理、個別処理のいずれかを適用し、生活排水処理率の向上を図ることとする。

集合処理では、公共下水道の供用区域内の早期水洗化を目指し、農業集落排水処理では、整備が完了した現在の処理区を維持する。

これらの集合処理区域以外の地域については、戸別処理である合併処理浄化槽の設置を推進しており、町による助成制度も設けている。

従って、綾川町の生活排水処理施設の基本方針は、流域関連特定環境保全公共下水道の早期水洗化とともにその他の町全域における合併処理浄化槽の整備を推進し、生活環境及び自然環境の保全を図ることとする。

## 第2節 生活排水処理の流れと処理内容

綾川町の生活排水処理の流れを図3-2-1に示す。

下水道の終末処理施設は、坂出市にある(財)香川県下水道公社大東川浄化センターで処理され、海域に放流される。また、処理の過程で発生した下水汚泥は、セメント原料として利用されている。

一方、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）については、高松市衛生処理センターで処理を行っている。ここでは、高負荷脱窒素処理を行った後に海域に放流される。処理の過程で発生した汚泥はセメント原料に供される他、一部は堆肥化されている。

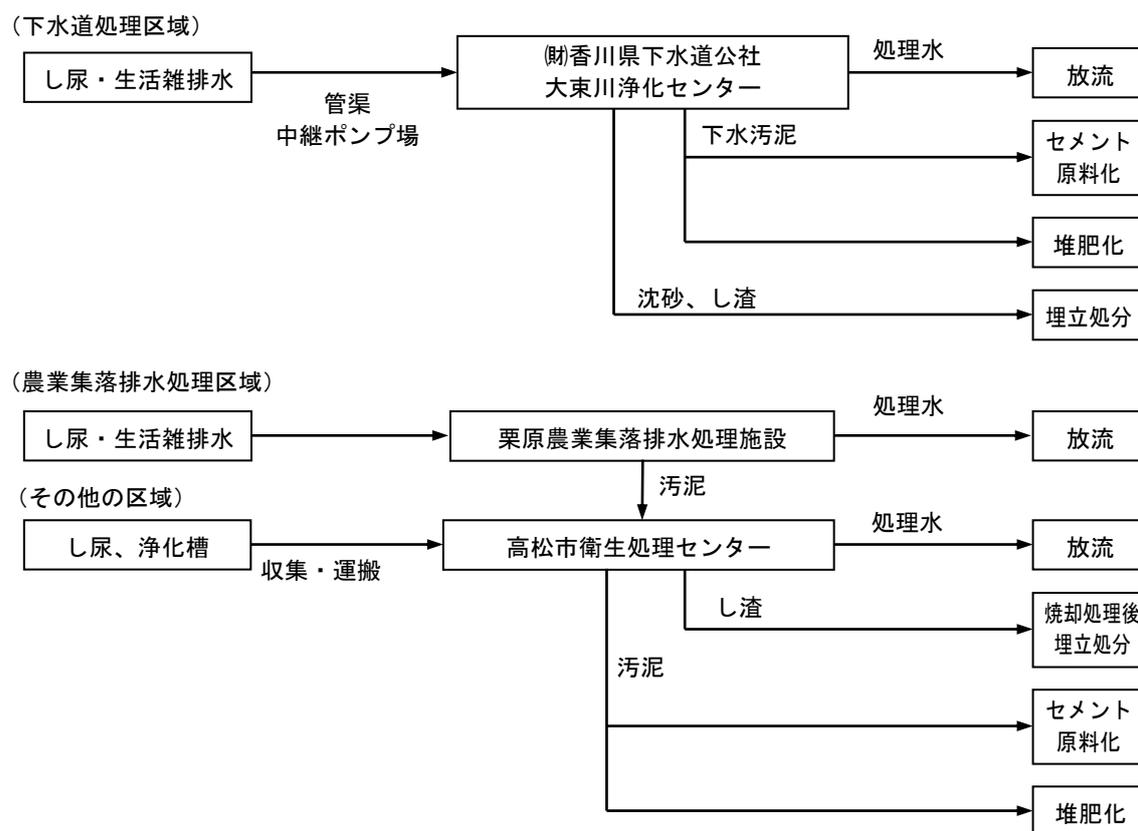


図3-2-1 綾川町の生活排水処理の流れ

### 第3節 課題の抽出

綾川町における生活排水処理施設として推進しているのは、中讃流域下水道処理及び合併処理浄化槽の設置であり、下水道の整備は香川県により、合併処理浄化槽の整備は、住民や事業所により行われている。

合併処理浄化槽については、合併処理浄化槽は他の生活排水処理施設に比べて設置が比較的容易であり、処理効果の実証されている一方、下水道や集落排水処理施設、コミュニティプラントという集合処理は、ある程度住居が集まって街区を形成しているような場所に適しており、綾川町では、国道32号線及び国道377号線沿線周辺でまとまった処理地域を設定しているが、他の集落の住居数が限られるような地域での適用は、下水幹線の整備延長が大きくなる反面、加入者数が限られてくると、事業として町の負担が大きくなるというデメリットがある。このため、そのような地域では、個別処理である合併処理浄化槽を設置したほうが、住民、町ともに負担が少なく済むというメリットがある。

合併処理浄化槽における課題は、設置主体となる住民の協力である。綾川町では、合併処理浄化槽を設置する個人に町が助成する制度を設けているが、設置するのは住民であり、新規の設置基数は住民側の必要量に依存することになる。

今後も住民主体ではあるものの、下水道区域以外では、合併処理浄化槽の設置による水洗化率及び合併処理率を向上させるため、今後も普及啓発活動を行い、住民に対し、生活排水処理への積極的な理解と協力を求め、既存の汲み取り式便槽や単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。

### 第4節 処理主体

綾川町では、集合処理である中讃流域下水道処理は、香川県が主体となって実施している。また、栗原農業集落排水処理施設は綾川町が処理主体となる。

一方、個別処理である浄化槽（合併、単独）の処理主体は、設置者（住民及び建築物所有者）である。また、し尿と農業集落排水処理汚泥を併せた浄化槽汚泥の処理については、高松市が主体となって処理を行う。

これらの処理主体については、各施設を適正に維持管理を行い、地域の環境保全のために放流水質を良好に保つことが求められる。

表3-4-1 綾川町における生活排水処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	高松市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	各所有者
単独処理浄化槽	し尿	各所有者
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	綾川町
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	高松市

## 第5節 処理人口、計画収集人口の予測

綾川町における非水洗化人口、水洗化人口を予測したものを表3-5-1及び図3-5-1に示す。

人口予測の結果、水洗化人口は、計画目標年次である平成41年度には20,097人、水洗化人口比率は96.1%、合併処理率は88.1%と予測された。

表3-5-1 綾川町の各処理人口予測結果集計及び水洗化人口比率、合併処理率（平成21年度～平成41年度）

年度	総人口 (人)	非水洗化人口(人)			水洗化人口(人)					水洗化 人口比率	合併 処理率	
		計画収集 人口	自家処理 人口	小計	下水道	浄化槽			小計			
						合併	単独	農業集落 排水処理				
実績	平成21年度	25,920	3,785	37	3,822	6,734	6,239	8,976	149	22,098	85.3%	50.6%
	平成22年度	25,698	3,534	35	3,569	7,017	6,637	8,332	143	22,129	86.1%	53.7%
	平成23年度	25,460	3,211	0	3,211	7,201	7,324	7,581	143	22,249	87.4%	57.6%
	平成24年度	25,222	2,981	0	2,981	7,300	7,658	7,150	133	22,241	88.2%	59.8%
	平成25年度	25,013	2,816	0	2,816	7,266	7,902	6,896	133	22,197	88.7%	61.2%
予測	平成26年度	24,774	2,583	0	2,583	7,508	8,157	6,394	132	22,191	89.6%	63.8%
	平成27年度	24,495	2,394	0	2,394	7,642	8,329	5,999	131	22,101	90.2%	65.7%
	平成28年度	24,255	2,218	0	2,218	7,777	8,456	5,674	130	22,037	90.9%	67.5%
	平成29年度	24,015	2,056	0	2,056	7,912	8,549	5,369	129	21,959	91.4%	69.1%
	平成30年度	23,775	1,905	0	1,905	8,047	8,616	5,079	128	21,870	92.0%	70.6%
	平成31年度	23,535	1,765	0	1,765	8,181	8,665	4,797	127	21,770	92.5%	72.1%
	平成32年度	23,244	1,636	0	1,636	8,316	8,701	4,465	126	21,608	93.0%	73.8%
	平成33年度	22,992	1,516	0	1,516	8,451	8,726	4,174	125	21,476	93.4%	75.3%
	平成34年度	22,740	1,405	0	1,405	8,585	8,744	3,882	124	21,335	93.8%	76.8%
	平成35年度	22,488	1,302	0	1,302	8,720	8,757	3,586	123	21,186	94.2%	78.3%
	平成36年度	22,236	1,206	0	1,206	8,855	8,767	3,286	122	21,030	94.6%	79.8%
	平成37年度	21,929	1,118	0	1,118	8,989	8,773	2,927	122	20,811	94.9%	81.6%
	平成38年度	21,677	1,036	0	1,036	9,124	8,778	2,618	121	20,641	95.2%	83.1%
	平成39年度	21,425	960	0	960	9,259	8,782	2,304	120	20,465	95.5%	84.8%
	平成40年度	21,173	889	0	889	9,394	8,784	1,987	119	20,284	95.8%	86.4%
	平成41年度	20,921	824	0	824	9,528	8,786	1,665	118	20,097	96.1%	88.1%

(計画目標年次：平成41年度)

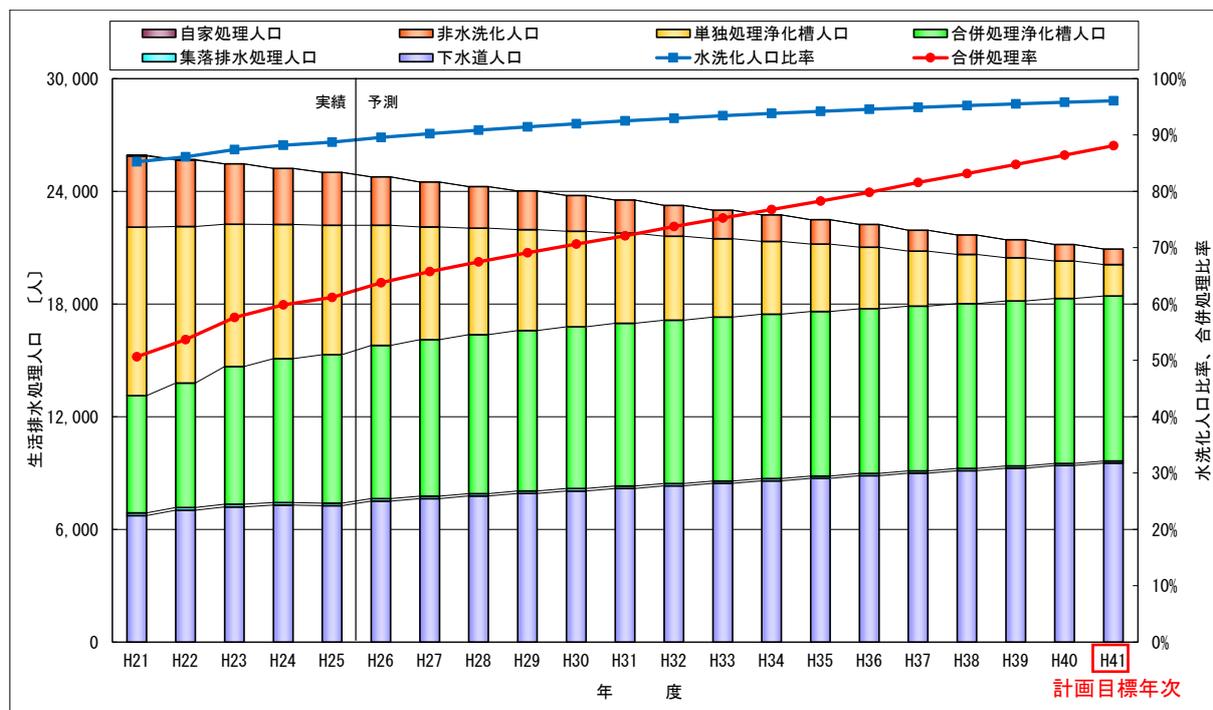


図3-5-1 綾川町の各処理人口予測結果集計（計画収集人口）及び水洗化率、合併処理率（平成21年度～平成41年度）

## 第6節 施設及びその整備計画の概要

### 1. 下水道

綾川町に整備された中讃流域下水道（大東川処理区）は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的として、綾南地区が平成5年3月に、綾上地区が平成5年11月にともに中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道として事業計画の認可を受け、綾南地区は平成11年5月に、綾上地区は平成12年6月に供用を開始した。

事業着手後は、区域を拡大するとともに、実状に合わせた計画諸元・施工期間等の見直しが行われている。平成25年度3月に認可された現在の綾川町の下水道計画概要を表3-6-1に、下水道整備計画区域を図3-6-1に示す。

表 3-6-1 綾川町における下水道事業計画

項目		全体計画			事業計画			
計画年度		平成 40 年度			平成 29 年度			
排除方式		分流式			分流式			
行政人口 (人)	綾南	17,280			18,620			
	綾上	5,320			5,980			
	合計	22,600			24,600			
下水道計画 区域 (ha)	綾南	第 1	124.3			199.9		
		第 2	62.6			40.8		
		第 3	145.9			129.8		
		第 4-1	16.1			13.4		
		第 4-2	6.6			6.6		
		第 4-3	24.9			9.2		
		第 4-4	22.6			19.2		
		計	403.0			338.9		
	綾上	第 1	108.8			73.5		
		第 2-1	37.4			35.2		
		第 2-2	28.2			7.9		
		第 3-1	32.6			21.1		
		第 3-2	27.5			18.1		
		第 3-3	26.5			18.6		
計	261.0			174.4				
合計	664.0			513.3				
下水道計画 人口 (人)	綾南	第 1	2,600			2,660		
		第 2	950			950		
		第 3	2,470			2,510		
		第 4-1	170			180		
		第 4-2	100			110		
		第 4-3	380			150		
		第 4-4	350			310		
		計	7,020			6,870		
	綾上	第 1	1,650			1,510		
		第 2-1	300			270		
		第 2-2	170			190		
		第 3-1	350			370		
		第 3-2	210			230		
		第 3-3	200			220		
計	2,880			2,790				
合計	9,900			9,660				
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	綾南	第 1	① 1,110 ② 1,410 ③ 2,000	① 1,140 ② 1,440 ③ 2,040				
		第 2	① 490 ② 650 ③ 930	① 400 ② 510 ③ 720				
		第 3	① 1,400 ② 2,310 ③ 3,520	① 1,400 ② 2,320 ③ 3,530				
		第 4-1	① 320 ② 340 ③ 630	① 130 ② 150 ③ 240				
		第 4-2	① 50 ② 60 ③ 80	① 50 ② 60 ③ 90				
		第 4-3	① 170 ② 210 ③ 300	① 80 ② 90 ③ 140				
		第 4-4	① 160 ② 200 ③ 280	① 140 ② 180 ③ 250				
		計	① 3,700 ② 5,180 ③ 7,740	① 3,340 ② 4,750 ③ 7,010				
	綾上	第 1	① 660 ② 830 ③ 1,190	① 610 ② 760 ③ 1,090				
		第 2-1	① 800 ② 830 ③ 1,570	① 780 ② 800 ③ 1,530				
		第 2-2	① 140 ② 160 ③ 260	① 150 ② 170 ③ 270				
		第 3-1	① 140 ② 170 ③ 240	① 150 ② 180 ③ 260				
		第 3-2	① 480 ② 510 ③ 950	① 490 ② 520 ③ 960				
		第 3-3	① 90 ② 110 ③ 160	① 100 ② 120 ③ 170				
計	① 2,310 ② 2,610 ③ 4,370	① 2,280 ② 2,550 ③ 4,280						
合計	① 6,010 ② 7,790 ③ 12,110	① 5,620 ② 7,300 ③ 11,290						

※①日平均值、②日最大値、③時間最大値

資料：「綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画（中讃流域下水道大東川処理区）変更協議申出書（平成 25 年 3 月 香川県綾川町）」による。



## 2. 合併処理浄化槽

綾川町における合併処理浄化槽の整備計画を表 3-6-2 に示す。

綾川町では、「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置を平成 4 年度（旧綾南町、旧綾上町）から開始し、平成 25 年度までの設置基数は 2,003 基となっている。

現在の整備計画は、平成 27 年度までの計画であるが、現行の制度が継続するものとして、平成 27 年度以降についても、新たに整備計画を策定し、従来どおり合併処理浄化槽の設置を推進していく予定である。

表 3-6-2 綾川町の浄化槽設置整備事業※の概要

	実績	現計画
整備計画年次※※	平成 4 年度 ～ 平成 25 年度	平成 23 年度 ～ 平成 27 年度
整備基数（基）	2,003 （総数）	400
全体整備計画人口（人）	8,219	1,353

※ 「循環型社会形成推進地域計画」による。

※※ 整備計画年次は、浄化槽設置整備事業を最初に開始した年次から起算し、最新の浄化槽設置整備事業の終了年次までを記載した。

## 3. その他の処理施設

### 1) 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設

綾川町では、下水道以外の集合処理として、栗原地区における農業集落排水処理施設が整備されている。

平成 26 年現在、処理対象人口は 133 人、地区の水洗化率は 94.0%となっており、対象地区の生活排水は、そのほとんどが同施設により処理されている。

表 3-6-3 栗原地区農業集落排水処理施設概要

名 称		栗原地区農業集落排水処理施設
供用開始		平成 10 年 4 月
対象地域		綾川町山田上の一部及び東分の一部
計画面積		11.8ha
整 備 規 模	定住人口（人）	187（133）
	流入人口（人）	13（11）
	処理対象戸数（戸）	49（44）
	計画 1 日平均汚水量（m <sup>3</sup> /日）	54（25）
	計画時間最大汚水量（m <sup>3</sup> /h）	7
	管路延長（m）	2,215（補助分） 771（非補助分）

※（ ）は平成 26 年 4 月 1 日現在の値

## 第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画

日常生活において、炊事、洗濯、入浴、し尿などにより生活排水は発生する。個別の住宅等からの排水量は少なくとも、地域全体で考えると、相当量の排水が周辺環境に排出されることになる。

生活排水による周辺環境への汚濁負荷を低減させるためには、生活排水処理施設の設置により排出する水質を向上させるとともに、排出者である個人ができるだけ排出量を抑制する努力が求められるが、この排出抑制は地域全体で取り組む必要があり、生活排水に係わる行政、住民、事業者が目的意識を持って取り組む必要がある。

本節では、生活排水の排出抑制における行政、住民、事業者がとるべき方策について、また、生活排水処理に係る再資源化について述べる。

### 1) 行政における方策

行政における排出抑制については、住民や事業者等に対する普及啓発活動が挙げられる。

生活排水処理及び排出先となる公共用水域の保全に関し、生活排水の排出者である住民や事業者の理解と関心を得るため、PR用資材（ポスター、パンフレット）による普及啓発活動に努める。

### 2) 住民における方策

住民における方策としては、日常生活での使用水量の低減と汚濁負荷の低減が挙げられる。

- ・排水口へのストレーナやネットの設置による固形物の排出防止
- ・油など汚濁負荷の高いものは拭き取るようにし、できるだけ流さない。
- ・トイレで使用する水量を減らす。
- ・風呂水を洗濯等に再利用する。

などが挙げられる。

また、生活排水処理を適正に行うため、し尿以外の生活雑排水を処理していないくみ取り便槽や単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に切り替えるよう努める。尚、浄化槽については、定期的な清掃や法定検査を適正に行い、浄化槽の機能を維持することが重要である。

### 3) 事業者における方策

事業者における方策は、住民における方策と同様に、事業所における使用水量及び排水の汚濁負荷の低減を図ることである。特に排水量が多い事業所については、事業活動における排水量の低減のため、汚水が発生する過程の見直しや処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。

また、公共施設など一般利用客の利用が多い施設については、施設側における排出抑制のほか、利用客に対しても理解と協力を促す必要がある。

## 第8節 し尿・汚泥の処理計画

綾川町のし尿及び浄化槽汚泥の年度別収集量の予測結果を表3-8-1及び図3-8-1に示す。

し尿収集量は減少傾向をたどると予測され、一方、浄化槽汚泥収集量は、当面は増加傾向になるが、平成30年度以降は減少傾向に転じると予測された。

この結果全収集量は減少傾向をたどり、計画目標年次である平成41年度的全収集量は3,527kLと予測された。

表3-8-1 綾川町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果（平成21年度～平成41年度）※  
単位：kL

年度	し尿及び浄化槽汚泥						
	合計	し尿	浄化槽汚泥	合併	単独	集落排水	
実績	平成21年度	4,800	2,001	2,799	1,688	1,036	75
	平成22年度	5,029	1,977	3,052	1,923	1,054	75
	平成23年度	4,838	2,042	2,796	1,889	832	75
	平成24年度	4,710	1,810	2,900	2,012	813	75
	平成25年度	4,817	1,748	3,069	2,167	827	75
予測	平成26年度	4,654	1,706	2,948	2,191	682	75
	平成27年度	4,589	1,634	2,955	2,242	638	75
	平成28年度	4,529	1,562	2,967	2,287	605	75
	平成29年度	4,467	1,493	2,974	2,325	574	75
	平成30年度	4,409	1,432	2,977	2,358	544	75
	平成31年度	4,342	1,366	2,976	2,386	515	75
	平成32年度	4,261	1,302	2,959	2,406	478	75
	平成33年度	4,193	1,245	2,948	2,426	447	75
	平成34年度	4,117	1,185	2,932	2,442	415	75
	平成35年度	4,038	1,126	2,912	2,456	381	75
	平成36年度	3,963	1,074	2,889	2,466	348	75
	平成37年度	3,868	1,020	2,848	2,468	305	75
	平成38年度	3,784	968	2,816	2,473	268	75
	平成39年度	3,699	918	2,781	2,475	231	75
	平成40年度	3,616	873	2,743	2,475	193	75
	平成41年度	3,527	827	2,700	2,471	154	75

※自家処理量を除く。  
(計画目標年次：平成41年度)

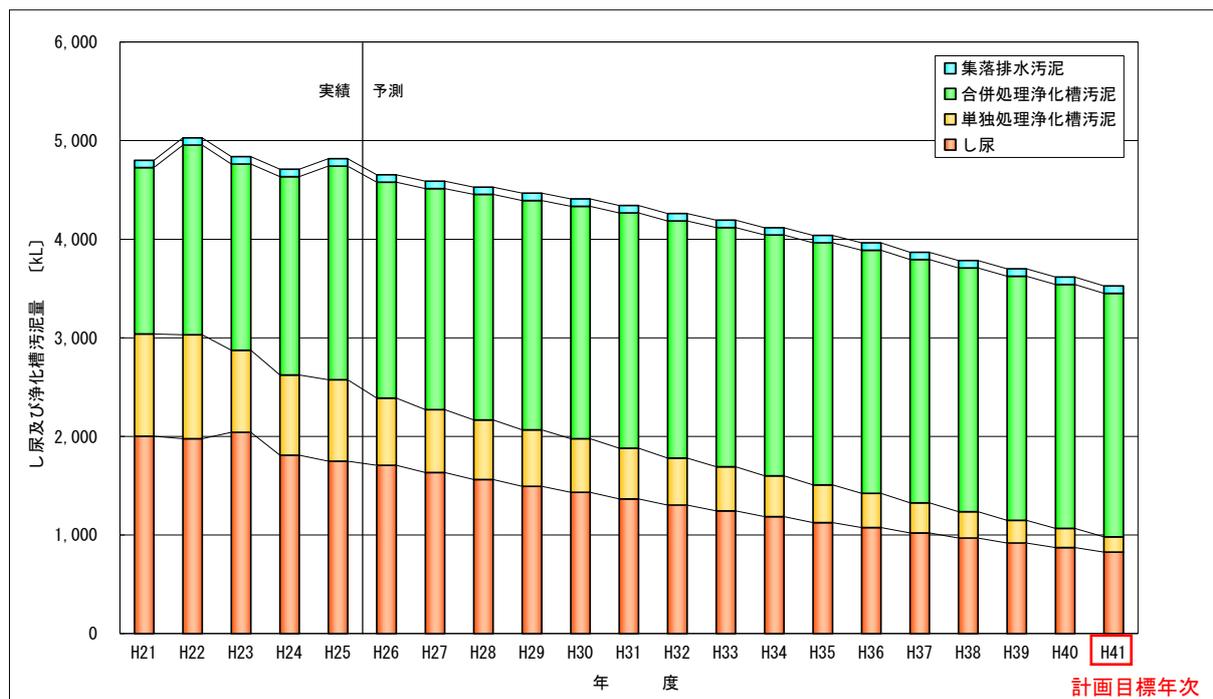


図3-8-1 綾川町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果（平成21年度～平成41年度）

## 第9節 その他の施策

### 1. 住民に対する広報・啓発活動

住民に対する広報及び啓発活動としては、合併処理浄化槽設置の推進を行っているため、設置費用の補助制度（「浄化槽設置整備事業」等）を条例化し、周知と利用を町広報にて行っている。

地域住民に対する積極的な広報・啓発活動としては、広報による浄化槽設置のための助成制度についての周知と公募が挙げられる。また、環境省・国などの普及・啓発ツールを使用し、教育機関における環境学習において利用することも働きかけていく。

### 2. 地域に関する諸計画との関係

綾川町で行われている流域下水道事業は、整備区域周辺の自然環境と良好な生活環境の維持を目指して実施されているが、この目的が達成され、長期にわたって維持されるためには、地域住民がこれらの趣旨を深く理解し、下水道処理に加入することにより、公益事業として健全な会計状態を維持し、管渠設備及び終末処理場が適正に維持管理されていく必要がある。

また、下水道整備区域以外の地域では、個別処理である合併処理浄化槽の整備により自然環境及び生活環境の保全を目指している。

本計画は、上位計画である「第一次綾川町総合振興計画」の趣旨を踏まえ、具体的な目標値を掲げることにより、生活排水処理の適正化とそれによる自然環境及び生活環境の保全を目指す。

## 第4章 まとめ

本計画では、綾川町における一般廃棄物（ごみ、生活排水）における現状を把握し、国及び香川県における計画に沿った将来計画を策定した。計画においては、現状における課題の克服と将来の目標について、以下のような内容を掲げ、これらの実現に向けて計画を推進することとする。

### 1. ごみ量の削減と分別収集の推進

綾川町の家庭系ごみはやや増加傾向であり、今後も当分はこの傾向が維持されていくと予測されるため、削減目標を設定し、それを達成すべく、ごみ排出抑制、再生利用の推進について、事業系ごみの削減も併せて削減方法の検討、環境教育や自然環境保全活動を通じて普及啓発を行う。

また、現在資源化については、約 21.8%という資源化率を上げている。これは住民をはじめとする排出者の協力や集団回収への協力によるところが大きいが、現状を維持し、全体ごみに対する資源化率を向上させるべく、住民、事業者に対しては、現在の資源化率の維持及び収集区分の徹底への協力要請を行っていく。

### 2. ステーション設置要件の見直しと高松市の受入区分の見直し

綾川町においては、ステーション数が 21 世帯に 1 箇所と全国平均よりも高い水準で設置されているが、これは自治会への参加の有無により住民がステーションを使用できない事案に対応するため、ステーションの設置戸数要件を引き下げているためである。ステーションの増加による種々の弊害を避けるため、今後はステーション設置要件の見直しを行う。

また、収集区分については、従来家庭から排出される一時大量ごみ等の直接搬入ができない状態が続いていたが、高松市との協議により、これを見直すとともに、高松市西部クリーンセンターへの受入品目を拡大することとした。排出者には、新たな制度に対して理解を深め、自己直接搬入において節度を持ち、適正な搬入が望まれる。

### 3. 最終処分場の整備と他の自治体からの搬入への対応

綾川町一般廃棄物最終処分場は、残余容量のひっ迫により、最終処分場の整備計画が急務となっていたが、現在の最終処分場周辺住民の理解と協力を得て、現在の最終処分場の容量向上のための整備を行い、平成 46 年度まで埋立期間を延長する計画である。今後は具体的な計画を進めていくが、引き続き、地元住民及び高松市との協議を重ねていく方針である。

また、本町への一般廃棄物の受け入れに対する環境保全協力金条例の適用が続いている現状を憂慮し、本町における一般廃棄物処理計画との調和を図り、環境負荷に対する段階的な負担増等を考慮した新たな制度を検討する。

#### 4. 公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置の推進

高松市に近い都会的な市街部と農業地域及び山林が混在する綾川町の生活排水処理施設は、国道 32 号線及び国道 377 号線沿線において、平成 11 年度から中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道の供用を開始しているが、今後の処理区域が拡張されるのに伴い、町としても水洗化を推進し、下水道接続率を向上させることにより、自然環境及び生活環境保全、並びに下水道事業の健全化を目指す。

他の地域では、集合処理としては、栗原地区農業集落排水処理施設が整備されているが、こちらは対象地区内の整備がほぼ完了しており、今後は適正な維持管理により良好な水質の維持を図る。また、個別処理では、合併処理浄化槽の設置を推進していく。町では、現在までに 6 割を超える合併処理率を達成しているが、生活雑排水の完全処理化を目指して住民への合併処理浄化槽に対する理解と助成制度に対し、一層の普及啓発を行い、新築住宅のみならず、既存の汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。